

お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓口	住所	電話
経営・創業支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 中小企業者の みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

長野県よろず支援拠点

産業・雇用 総合サポートセンターへ
（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2021年4月1日現在）

中小企業経営者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
融資を受けたい	融 資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 6 億円 / 国民事業 8,000 万円 金利：当初 3 年間 基準金利 ▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel: 0120-154-505
返済猶予を受けたい		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6 億円 金利：3 年間基準金利 ▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel: 0120-542-711
緊急事態宣言再発令の影響を受けた ※ 緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること		長野県中小企業融資制度資金	【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000 万円 / （運転）8,000 万円 金利： 年 0.8% （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 Tel: 026-235-7200
感染防止対策の設備等を導入したい		新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大 1 年間の返済猶予	県 中小企業再生支援協議会 Tel: 026-227-6235
従業員に休業手当等を支払いたい	給 付 金 ・ 助 成 金 ・ 補 助 金	緊急事態宣言の影響に係る一時支援金 受付：3/8～5/31	緊急事態宣言(2021年1月再発令)の影響により、売上が50%以上減少 中小法人等：上限 60万円 、個人事業者等：上限 30万円 事業確認機関の事前確認が必要 税理士、中小企業診断士、行政書士、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、預金取扱金融機関、農業協同組合、監査法人 など	一時支援金コールセンター Tel: 0120-211-240 Tel: 03-6629-0479 【IP電話】
リーディングカンパニーを目指す 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		市町村の新型コロナウイルス対策支援	市町村での支援事業※（詳細は最寄りの市町村にお問合せください） ※ 市町村によっては、支援事業が無い場合があります	最寄りの市町村 県 産業・雇用総合サポートセンター
県が上乗せ補助		雇用調整助成金 (注) 5月から特例措置縮減	休業手当×助成率：中小企業 4/5 (10/10) 、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 15,000円/人・日	長野労働局 Tel: 026-226-0866
ニューノーマルに対応した 新たなビジネスやサービス等に取り組みたい		中小企業等事業再構築促進事業 (中小企業 通常枠・卒業枠) 受付：4/15～4/30	通常枠 補助額： 100万円～6,000万円 補助率： 2/3 卒業枠 補助額： 6,000万円超～1億円 補助率： 2/3	事業再構築補助金事務局コールセンター Tel: 0570-012-088 Tel: 03-4216-4080 【IP電話】
県が上乗せ補助		中小企業経営構造転換促進事業 (信州未来リーディング企業育成事業) 受付：3/3～R4.2/15	中小企業等事業再構築促進事業（中小企業）に上乗せ補助 通常枠 補助上限額： 6,500万円 補助率： 最大8/10 ※ 国と県の合計 卒業枠 補助上限額： 1億1,000万円 ※ 国と県の合計（県定額1,000万円）	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター (県地域振興局 商工観光課)
ITツールを導入(テレワーク等)したい		ものづくり・商業・サービス補助金 (通常枠・低感染リスク型ビジネス枠) 受付：4/15～5/13	通常枠 補助上限額： 1,000万円 補助率：中小 1/2 、小規模： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 1,000万円 補助率： 2/3	生産性革命推進事業コールセンター Tel: 03-6837-5929
正社員を雇用したい		持続化補助金（通常枠 受付：～6/4 ） (低感染リスク型ビジネス枠 受付：3/31～5/12)	通常枠 補助上限額： 50万円 補助率： 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 補助上限額： 100万円 補助率： 3/4 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策費を支援	最寄りの 産業・雇用総合サポートセンター (県地域振興局 商工観光課)
納税を猶予してほしい		中小企業経営構造転換促進事業 (中小企業ニューノーマル対応支援事業) 受付：3/3～R4.2/15	ものづくり・商業・サービス補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 1,200万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）に上乗せ補助 補助上限額： 120万円 補助率： 9/10 ※ 国と県の合計	IT導入支援事業事務局 Tel: 0570-666-424
社会保険料が支払えない		IT導入補助金 受付：4/7～5/13	「通常枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 1/2 「低感染リスク型ビジネス枠」 補助上限額： 450万円 補助率： 2/3	Jobサポ 事務局 Tel: 050-2000-7228
		緊急雇用対策助成金	「Jobサポ」を通じて正社員を雇用し、3か月以上雇用を継続した事業所 助成上限額： 15万円/人・月 （3か月分まで） 助成率：賃金の 2/3	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	税・保険料 猶予	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 欠損金繰戻しによる還付＜ 法人税 ＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜ 固定資産税・都市計画税 ＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜ 固定資産税 ＞ 中小企業等テレワーク設備等＜ 法人税・所得税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 消費税の課税事業者選択適用＜ 消費税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞ 事業承継税制による納税猶予＜ 相続税・贈与税 ＞	各年金事務所	
	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1年間納付猶予		